

国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 特待生の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を本学大学院入学までに授与される見込みの者であって、特に成績が優秀であると認められるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請書(本学所定の様式による。)</p> <p><u>(2) 申請者の略歴(本学所定の様式による。)</u></p> <p><u>(3) 申請者の研究概要がわかるもの</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 出身大学院の指導教員等からの推薦状</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 特待生の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を<u>授与された者及び本学大学院入学までに授与される見込みの者</u>であって、特に成績が優秀であると認められるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 出身大学院の指導教員等からの推薦状(本学所定の様式による。)</u></p> <p>3 (略)</p>	

附 則(教規程第36号)

この規程は、平成26年7月7日から施行し、平成26年10月1日以降に入学する者から適用する。